

「松戸市学校のあり方基本方針」及び「常盤平地区教育環境整備方針」策定支援業務委託 仕様書

1 名称

「松戸市学校のあり方基本方針」及び「常盤平地区教育環境整備方針」策定支援業務委託

2 業務の目的

本市では、令和 7 年度に「学びの松戸モデル（松戸市教育振興基本計画・第 1 期）」を策定し、その施策の一つとして「適正規模・適正配置を含め、これからの魅力ある学校施設のあり方の検討を進める」こととしている。このことを踏まえ、本市のより良い教育環境の実現に向けた全市的な方針となる「松戸市学校のあり方基本方針」（以下、「あり方基本方針」とする。）と、あり方基本方針に基づくより具体的な方針となる地区別整備方針である「常盤平地区教育環境整備方針」（以下、「常盤平整備方針」とする。）の策定を進める。

本業務は、国・県・市の政策動向の調査、各種データ分析、児童生徒数推計、アンケート調査等を実施するとともに、地域住民等の意見聴取を行い、児童生徒数の減少、学校施設の老朽化、教育内容の多様化等の課題に対応し、本市におけるより良い教育環境の実現を目的として、あり方基本方針及び常盤平整備方針の策定を支援するものである。

本業務においては、教育環境の向上という観点から、学校規模や配置、学校施設に求められる機能等について多様な視点から検討を行い、本市にとって望ましい学校のあり方を整理するものとする。

また、本業務の実施にあたっては、本市の関連計画や考え方を踏まえるとともに、受託者の専門的知見を活用し、必要な調査分析及び整理、方策案の検討及び比較を行いながら進めるものとする。

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和 10 年 3 月 31 日まで

4 業務の履行場所

松戸市教育委員会が指定するところ

5 関連計画等

あり方基本方針及び常盤平整備方針の策定にあたっては、以下を中心とした本市の既定計画等を踏まえた内容とする。

- ・ 松戸市総合計画
- ・ 松戸市教育大綱
- ・ 学びの松戸モデル（松戸市教育振興基本計画・第1期）
- ・ 松戸市学校施設長寿命化・再整備計画（第Ⅰ期）
- ・ 松戸市公共施設等総合管理計画
- ・ 松戸市公共施設個別施設計画
- ・ 常盤平地域のまちづくり方針

6 業務実施体制

本業務を円滑に遂行できるよう、類似業務等を経験したことのある業務責任者及び主たる担当者、その他必要な人員を配置すること。また、本業務の業務実施体制を提示し、本市の承諾を得ること。

7 業務の実施

- (1) 本業務の実施は、本仕様書及び事業者からの提案書に基づき実施するものとする。
なお、本業務の実施にあたっては、受託者の専門的知見及び実績を活用し、業務の効果的・効率的な実施に資する具体的な手法や工夫について、積極的な提案を求めるものとする。
- (2) 受託者は、業務の実施にあたっては、地方自治法、地方自治法施行令、同施行規則、松戸市財務規則、及び関連する法令等を遵守すること。
- (3) 受託者は、業務の進捗に関して、本市に対して定期的に報告を行うこと。
- (4) 受託者は、本業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ本市の書面による承認を得た場合は、この限りではない。
- (5) 作業場所
 - ① 会議等
本業務に関する打合せや進捗会議等は、本市の指定の場所で行うこと。
 - ② 資料作成
本業務に関する資料作成については、原則として受託者事業所内で実施すること。
- (6) 使用材料の負担等
 - ① 消耗品等の費用負担
本業務の事務遂行に使用する消耗品、資料作成等に要する一切の費用は受託者が負担すること。
 - ② 資料等の貸与
本業務の遂行に必要な資料、基礎データ等のうち、本市が所有するものについては、可能な範囲で貸与する。

8 業務計画書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後 7 日以内に業務実施計画書を提出し、本市の承認を受けること。
- (2) 業務実施計画書には、次の事項を記載すること。
 - ① 業務内容
 - ② 業務工程
 - ③ 成果
 - ④ 打合せ計画
 - ⑤ その他、本市が必要とする事項
- (3) (2)に定める事項の記載内容に追加及び変更が生じた場合には、速やかに本市に文書で提出し、承認を受けること。

9 打合せ及び記録

業務を適正かつ円滑に実施するため、本市と受託者は定期的に打合せ・進捗会議等を行い、業務方針の確認、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度、受託者が書面に記録し、相互に確認すること。

10 あり方基本方針策定支援業務の内容

教育改革の進展に伴う教育内容及び学習環境の変化、人口減少・少子高齢化の進行に伴う学校規模の偏在並びに学校施設の老朽化等の課題があり、これらに対応し、すべての児童生徒が主体的に学び、多様な他者と関わりながら学習を深めることができる教育環境を整備することが求められている。

したがって、国、千葉県及び本市の政策動向、文部科学省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」、「『令和の日本型学校教育』を推進する学校の適正規模・適正配置の在り方に関する調査研究協力者会議」等の関係機関における議論、先進自治体、都市特性等が類似する自治体（以下、「類似自治体」とする。）の取組事例等を踏まえ、学校施設及び設備のあり方、児童生徒数に応じた学校規模の考え方、通学距離のあり方等について検討を行う。また、地区別整備方針の策定にあたっての共通の判断基準及び基礎となるデータを整備することにより、全市的な観点から一貫性のある教育環境整備の推進を図るものとする。

(1) 現状把握と課題抽出

① 市立小中学校一覧・配置

本市が提供する既存の資料を基に、市内の市立小中学校の配置状況、各校の沿革、校地面積、校舎面積、主要施設（体育館、プール等）を含む施設の状況等を整理するものとする。

② 児童生徒数・学級数のこれまでの推移（10 年間）

本市が提供する既存の資料を基に、市内の市立小中学校について、過去一定期間（概ね直近 10 年間）における児童生徒数及び学級数の推移を整理するものとする。

③ 児童生徒数の将来推計（30 年間）

国及び本市が実施した人口推計を踏まえ、宅地やマンション開発等の影響を考慮したうえで、概ね今後 30 年間を対象として、市内の市立小中学校ごとの児童生徒数及び学級数の将来推計を行うものとする。また、後述する「11 常盤平整備方針策定支援業務の内容」に係る地区の人口・児童生徒数推計については、本市において推計し、受託者に提供する。

さらに、将来的な条件変更にも対応できるよう、児童生徒数及び学級数の推計に用いた算出ロジック及び前提条件を明示するとともに、再計算が可能な形式のデータ（Microsoft Excel 形式等）を作成し、本市に提供するものとする。

④ 学校施設の維持管理コスト

本市が提供する既存の資料を基に、市内の市立小中学校について、過去一定期間（概ね直近 10 年間）における学校施設の維持管理に係るコストを、小学校及び中学校ごとの平均的なコスト水準が把握できるよう整理するとともに、経年変化や費用構成の特徴が把握できるよう分析を行うものとする。

⑤ 課題抽出

①から④までの調査分析結果を踏まえ、本市における学校教育を取り巻く現状について、構造的な課題を整理するものとする。

課題の整理にあたっては、児童生徒数の推移及び将来見通し、学校規模の状況、学校施設の状況、維持管理コスト等の観点から分析を行い、それぞれの要素の関連性を踏まえて整理すること。

(2) 各種検討

① 適正規模・通学距離の考え方

小規模校、大規模校等により生じるメリット及びデメリットについて、国の基準や関係資料、類似自治体の事例等を踏まえて考え方を整理し、本市に相応しい考え方を提案するものとする。

② 学校施設に必要な機能・整備運営手法

これからの学校に求められる施設機能及び整備・運営手法について、国の調査資料、先進自治体、類似自治体の事例等を踏まえて整理し、本市に相応しい手法を提案するものとする。

③ 検討に着手する学校の優先度の考え方

学校施設の更新や学校のあり方の検討に着手する学校について、優先度の考え方を整理し、本市に相応しい考え方を提案するものとする。

④ 地区別整備方針の検討の進め方

地区別整備方針の検討の進め方については、教育環境の改善に向けた方策案を複数検討し、比較を行うため、対象校及び地区の現状分析や地域特性の整理、方策案の検討及び比較、関係者の参画手法を含む一連の基本的手順を整理し、本市に相応しい進め方を提案するものとする。

なお、方策案の検討及び比較にあたっては、必要な施設機能、通学の安全性や負担感、学校区割の考え方、公共施設との複合化や地域施設との連携等の観点を踏まえ、複数の案を設定し検討及び比較を行うものとする。

⑤ 方策案の評価基準

教育環境の改善に向けた方策案について、複数案の比較及び検討を行うための評価基準を整理し、本市に相応しい評価基準を提案するものとする。

なお、これらの評価基準については、定性的な観点及び定量的な観点の両面から整理するとともに、方策案ごとのメリット及びデメリットを可視化できるよう整理するものとする。

(3) アンケート調査

学校教育に関する現状や学校のあり方等について、児童生徒、保護者、教職員、地域住民等の意見を参考とするため、アンケート調査の実施を支援するものとする。
(令和8年度に市が実施した市民アンケート調査の分析を含む。)

(4) あり方基本方針(案)の取りまとめ

(1)から(3)までを踏まえ、あり方基本方針(案)を取りまとめるものとする。

また、あり方基本方針の策定過程において、会議等で必要となる資料の作成支援を行い、検討内容の整理及び円滑な意思決定に資するよう支援するものとする。

11 常盤平整備方針策定支援業務の内容

本市の常盤平地域においては、少子高齢化などを背景に児童数が減少しており、地域内の一部の小学校の小規模校化が顕著になっている。

また、当該地域においては新たなまちづくりが進められており、まちづくりと一体となった教育環境の整備を検討することが求められている。さらに、教育環境の整備にあたっては、一定の期間及び財政負担を要することから、整備手法や運営手法の検討を含め、実現性及び効率性を踏まえた検討を行う必要がある。

これらの状況を踏まえ、本業務においては、あり方基本方針に基づき、対象地域における現状及び課題、将来動向、地域特性を踏まえたうえで、教育環境の改善に向けた具体的な方策案の検討、評価及び比較並びに地域住民等の意見聴取を行い、当該地域における教育環境整備の方向性を整理するものとする。

検討にあたっては、本市の教育理念との整合を図るとともに、通学の安全性及び負担、まちづくりとの連携、公共施設との複合化・集約化の可能性、民間活力の活用等の観点を踏まえ、関係者の理解を得ながら、実効性のある方策の整理を行うものとする。

る。

(1) 現状及び将来動向の分析

① 対象校

松戸市立常盤平第一小学校、常盤平第二小学校、常盤平第三小学校、常盤平中学校を対象とする。

② 対象校の現状分析

本市が提供する既存の資料を基に、学校配置及び通学区域、児童生徒数及び学級数の推移、校舎・設備の状況並びに地域との関係等について、対象校の現状や課題の全体像が把握できるよう整理するものとする。

③ 将来動向及び地域特性の整理

本市が提供する既存の資料を基に、人口及び児童生徒数の将来推計、まちづくりの状況等を踏まえ、将来的な学校規模や学校配置への影響が把握できるよう、対象地区の将来動向及び地域特性を整理するものとする。

(2) 教育環境改善に向けた方策案

① 教育環境改善に向けた方策案の検討

現状分析及び将来動向等の整理を踏まえ、対象地区の実情に応じた教育環境の改善に向けた方策案を複数検討するものとする。

方策案の検討にあたっては、検討から実施に至るまでの基本的な手順や段階的な進め方についても併せて整理し、各方策案の実現に向けた検討の流れが把握できるよう取りまとめるものとする。

② 方策案の評価及び比較

評価にあたっては、あり方基本方針における方策案の評価基準を踏まえ、各方策案のメリット及びデメリット、特徴や課題が把握できるよう整理し、複数案の評価及び比較を行うものとする。

(3) 複合化施設及び事業手法の検討

将来動向を踏まえ、学校規模や通学の安全性、防災対策、地域コミュニティの推進などに配慮されたものであるかを検証するとともに、文部科学省が公示している「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」と照らし合わせたうえで、複合化施設の検討を行うものとする。

なお、複合施設の検討においては、民間との連携も踏まえた学校の運用形態及び事業手法についても提案するものとする。

(4) 地域住民等の意見聴取

教育環境整備に関する意見を収集し、その内容を適切に把握するため、児童生徒、保護者、教職員、地域住民等の関係者からの意見聴取について検討、実施し、常盤平整備方針に反映するものとする。

(5) 常盤平整備方針(案)の取りまとめ

本業務において検討してきた現状分析、将来動向及び地域特性の整理、教育環境の改善に向けた方策案及び評価結果、地域住民等の意見等を踏まえ、対象地区における常盤平整備方針(案)を取りまとめるものとする。

また、常盤平整備方針の策定過程において、会議等で必要となる資料の作成支援を行い、検討内容の整理及び円滑な意思決定に資するよう支援するものとする。

12 成果品（作成資料・電子データ等）

- (1) 本業務において作成した成果品（資料及び電子データ等）については、次に掲げるものを本市が指定する期日までに提出するものとする。

なお、形式の定めがないものについては、本市において加工が可能な形式の電子データにより提出すること。また、業務完了時には、作成した電子データ一式を CD-R 又は DVD-R により提出するものとする。

- ① 各種業務報告（調査分析結果等）
- ② 児童生徒数及び学級数推計データ
- ③ アンケート調査報告書
- ④ 打合せ議事録
- ⑤ あり方基本方針(案)
- ⑥ 常盤平整備方針(案)
- ⑦ 前各号のほか、本業務に関連して作成した電子データ一式（Microsoft Excel 形式等）

- (2) 本業務により作成した成果品の著作権は本市に帰属するものとする。受託者は、本市の承諾なく成果品の複製、第三者への提供その他の二次利用を行ってはならない。

また、本市は当該成果品について、必要に応じて編集、加工その他の利用を行うことができるものとする。

13 機密保持等

- (1) 機密の保持

受託者は、本業務の遂行により知り得た情報について、本市の承諾を得ることなく第三者に漏らしてはならない。また、本業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。

受託者は、業務の実施に関して取得した情報について、契約の目的以外に使用してはならない。

- (2) 個人情報及び行政情報の保護

受託者は、「松戸市個人情報保護条例」及び「松戸市情報セキュリティポリシー」、その他関係法令等を遵守すること。

また、個人情報を取り扱う場合には、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適切な保護に努めるものとする。

(3) 瑕疵及び契約不履行への対応

受託者は、本業務の成果物に不備等が認められた場合には、受託者の責任において速やかに修正等を行うものとする。

また、本項各号に違反した場合又は契約不履行があった場合には、本市は契約の解除及び損害賠償を請求できるものとする。

14 留意事項

本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合又は定めのない事項については、本市と受託者が協議のうえ、これを定めるものとする。

また、受託者は、本仕様書に定めのない事項であっても、本業務の遂行上必要な事項については、適切に対応するものとする。